

■自転車・バイクの放置はやめましょう！

駅前などに放置される自転車・バイクがあとを絶ちません。不法駐輪は通行者に迷惑となるばかりでなく、交通事故にもつながります。自転車・バイクは駐輪場など所定の場所に止めましょう。

安全でない街や道路環境は、あなたの小さな心掛けひとつで実現できるものです。



■小学生水道施設見学会

水道に関心を深めていたこうと、「第7回水道施設見学会」を昨年10月22日に実施しました。今回は、伯太・黒島両小学校4年生136名が大型バス3台に分乗し、枚方市にある大阪府水道部「村野浄水場」および滋賀県立琵琶湖博物館を見学しました。

村野浄水場では、淀川の水を取り水道水になるまでの過程を見学し、淀川の水がみるみるきれいになっていく様子を、教科書だけでなく実際に目で見て勉強しました。

また琵琶湖博物館では、淀川の水源「近畿の水がめ」といわれる琵琶湖を目の前に、その大きさに圧倒されながら、琵琶湖に生息する生物や琵琶湖の歴史について勉強しました。



ウォーターサロン

施設見学会参加者の感想文から掲載

とってもわかった！

黒島小学校 4年生 貢藤 紗耶

村野浄水場でのこと

東小学校 4年生 上園 美

びわ湖博物館と村野浄水場に行つてわかったことは、びわ湖の水は一番大切だなとわかりました。びわ湖の水がなくなったらとても困らんになるし、わたしたちにもびわ湖の水をやめてできる！それは、おさらにもうあがらをふきとつあらうと、だいじょうぶ！と、こういう事がとてもわからりました。それに、毎日歯みがいでいる間、およそ3分水をうばなにしていると、コップ(200cc)に約70ぱいの水がながれてしまいます。口をすぐたのには、コップ1ぱいの水でじゅぶん。歯みがいてる間は、水をとめておいている事も、びわ湖のためにならない事もわかった。これからは、水のむだづかいもせず、つかつていいます。ほんとうにありがとうございました。

水にまつわるエッセイ募集

水にまつわるエッセイや短歌、俳句などを募集しております。ふるつてご応募ください。

応募作品とともに、住所・氏名・年齢・電話番号を記入のうえ、下記へ送付ください。

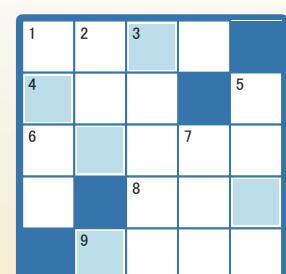
〒594-0041 和泉市いぶき野五丁目4番11号
(株)和泉市公共サービス公社「ウォーターサロン」係

■公共工事安全対策講習会を開催

当公社主催、市関係部局の共催のもと、市の道路工事や上・下水道工事などを行う、市に指定されている施工業者を対象に、昨年9月19日に「第7回公共工事安全対策講習会」を、87業者171名の方々の参加を得て、「工事中の安全と事故防止」に役立てようと開催いたしました。



官製はがきに答えと住所・氏名・年齢・電話番号と「すいどうだより」のご意見ご感想を記入のうえ、下記へ送付ください。
〒594-0041 和泉市いぶき野五丁目4番11号
(株)和泉市公共サービス公社「クロスワードクイズ」係
応募締切 1月31日(金)



タテのカギ

- 1 掃除は〇〇〇〇まで
- 2 年賀状には「〇〇新年」
- 3 松葉が二とも言います
- 4 君が代

ヨコのカギ

- 1 たで食う虫も…
- 2 各地に伝わる昔話
- 3 脳を守ってます
- 4 英文〇〇 国文〇〇
- 5 全日本はジーコ監督
- 6 中には乗れるものあります

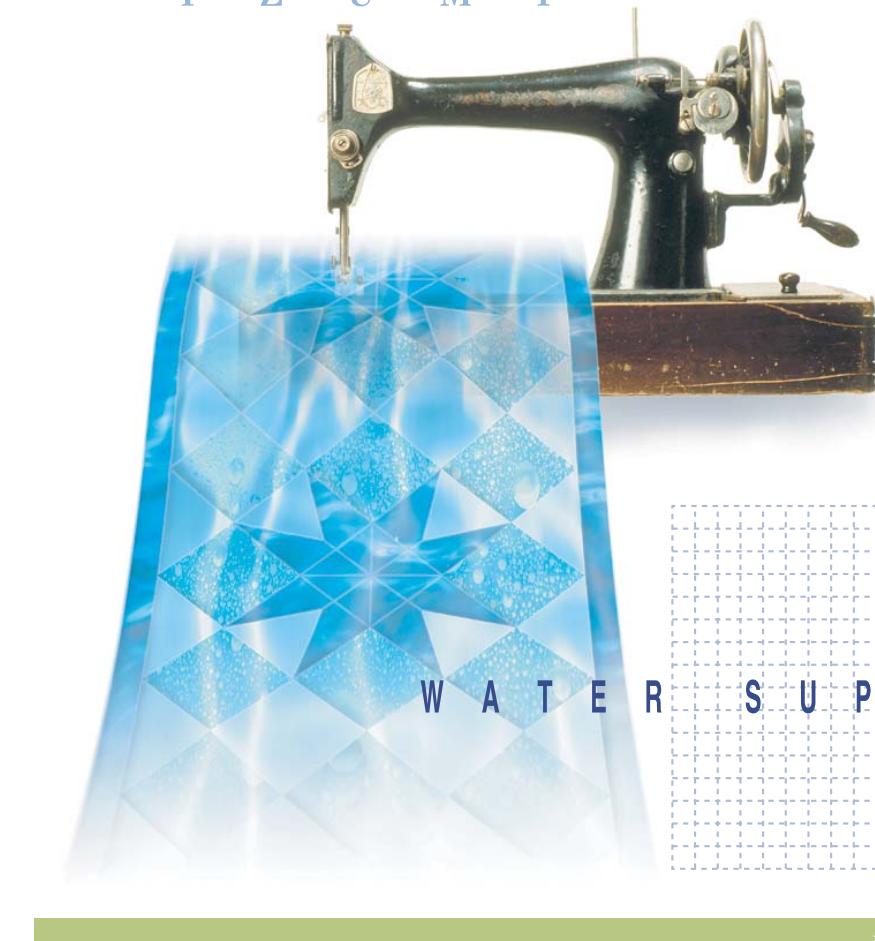
前回の答え
梅雨の入り(ツユノイリ)

いずみし すいどうだより

I Z U M I

監修 和泉市水道部
発行 (株)和泉市公共サービス公社
TEL.0725(57)3211
FAX.0725(57)3277

No.13
2003.1.1



水道事業管理者 仲田 博文

新年あけましておめでとうございます。平成15年の年頭に当たり一言ご挨拶申し上げます。

日本の近代水道が横浜の地に誕生したのが1887年(明治20年のこと)で早や1世紀が経過し、和泉市においても昭和30年9月に給水開始以来、約半世紀の48年目を迎えております。この間水道事業は幾多の困難を克服しながら、公衆衛生の確保と利便性の向上に努めてまいりました。今や水道は、日常生活はもちろんのこと、産業活動や都市機能を支える代替物のない基幹的な社会資本として定着しております。

日本の食料自給率が40%、エネルギーに至っては約80%を海外からの輸入に依存している現状の中、我々が日常生活で使う水については外

から持ってくるわけにはいきません。そのため、水道への期待と依存度が大きくなるにつれて、その

社会的ニーズは一層高度かつ多様化し、量の確保もさることながら「質の充実」へと移行しつつあります。

今日、水道を取り巻く状況には非常に厳しいものがありますが、経済の低成長基調への移行と地球環境問題に起因して、節水意識の高揚や節水機器の普及、さらには水の循環利用の促進などにより、水需要の低迷と料金収入の伸び悩みが顕著となり、需要構造に大きな変化が生じております。

また、昭和40年代にかけての高度経済成長期に急速に発展した水道も、今日ではその重点を施設の改良・維持管理へとシフトし、併せて、震災等災害における給水の確保という要請に応えていく必要があります。

昨今、特に問題となっておりますビル・マンション等の小規模貯水槽の水質管理につきましても、水道法の改正を受け本市も給水条例を改正し、設

家庭の水道のしくみ を存知ですか?

ご家庭の水道のしくみには、「直結式給水」と「貯水槽水道(受水槽)式給水」があります。

メーターボックスとメーターから給水栓(蛇口)までは皆様の所有物です。この部分の新設、改造、修理、撤去は、皆様のご負担になります。飲み水を通して大切な装置ですから、水が漏れたり、汚れたりしないように、いつも気をつけて管理しましょう。

団地やマンションなど中高層ビルの貯水槽水道式給水



貯水槽水道(受水槽・高架水槽)の設置者(管理人等)の方へ

平成15年4月1日から、給水条例を改正し、水道法で定められている簡易専用水道の設置者の管理責任と併せて、小規模貯水槽水道の設置者への管理責任も明確にするものです。貯水槽水道の設置者の方は、次の項目に基づいて正しい管理に努めてください。



① 貯水槽(受水槽・高架水槽)の清掃

年1回以上、定期に専門の清掃登録業者に依頼し、清掃を行ってください。
水槽にビニーやウサギがないか、また水槽内に異物等の混入がないか定期的に点検を行いましょう。
(特に、地震・台風・凍結・大雨などのあとは点検を忘れずに行なうことが大切です。
(安全のために水槽のフェンスやふたは必ず施錠しましょう。)

② 貯水槽の点検

給水栓(蛇口)から出る水をコップ等で受け、水の色、におい、味、その他の状況に異常がないか検査しましょう。

万が一、異常を認めたときは、水質基準に基づく必要な水質検査を専門機関に依頼し、安全を確かめてください。

③ 水質検査の実施

特に義務付けられたものではありませんが、念のために残留塩素の測定も心掛けてください。
水道水には、水質基準に定められた残留塩素が含まれていますが、水が長時間滞留したりすると残留塩素が水質基準以下になることがあります。残留塩素は、0.1ppm以上であれば細菌、大腸菌、O-157は死滅しますが、0.1ppm未満であれば専門の業者等で原因を究明し、必要な改善、処置を行なってください。

④ 残留塩素の測定

水槽から送られる水が、健康を害する恐れのあるときは、直ちに給水を停止し、利用者に対して危険であることを周知するとともに、水道部(41-1551)、和泉保健所(41-1342)へ連絡し、その指示に従ってください。

⑤ 緊急時の対応

水道部では、貯水槽水道の「清掃等の管理状況」と「残留塩素の測定」について、無料で点検および啓発・指導を、和泉市公共サービス公社に委託し、順次行っています。13年度は613件のうち約20%が管理状態に不備があり、指導させていただきました。貯水槽水道の点検と安全管理の啓発のため、公社から年1回程度のサイクルで巡回していますので、その際にはご協力をお願いいたします。

無料 点検 指導にご協力ください

水道部では、貯水槽水道の「清掃等の管理状況」と「残留塩素の測定」について、無料で点検および啓発・指導を、和泉市公共サービス公社に委託し、順次行っています。13年度は613件のうち約20%が管理状態に不備があり、指導させていただきました。貯水槽水道の点検と安全管理の啓発のため、公社から年1回程度のサイクルで巡回していますので、その際にはご協力をお願いいたします。

自分でできる 水質チェック

利用者の方も日頃から水質チェックを心掛けてください。
異常を発見した場合は、すぐに設置者(管理人等)に相談しましょう。

赤

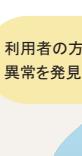
白

にごり

色

におい

味



■水道フェア大盛況

昨年10月5日・6日に、毎年恒例の池上曾根史跡公園で「商工まつり&都市緑化・水道フェア」が開催されました。天候にも恵まれ両日で15万6千人の方が訪れ、大盛況となりました。

水道部では従来の「水道相談コーナー」や「めだかの学校」に加え、新たに「水の試飲コーナー」などを設け、水道水の大切さを紹介しました。



水道部 インフォメーション

■悪徳業者にご注意ください!

最近、業者がご家庭を訪問し、言葉巧みに水道管の洗浄や器具取り替え等を行い、高額な費用を請求するトラブルが発生しており、水道部への問い合わせだけでも100件以上にのぼります。

水道部では、ご家庭からの依頼なしに、このようなことは一切行っていません。

また、水道工事を申し込まれる場合は、和泉市の指定する工事業者で行ってください。



■鉛製の水道管について

和泉市では、鉛製の水道管が現在も使用されている箇所が一部にあります。道路部分では昭和45年以前、宅地内では昭和52年以前に水道工事が行われたところです。

鉛製の水道管の場合、朝一番や長時間使用しなかったとき(長期不在など)には、人体に影響がない程度ですが、ごく微量の鉛が水道水に溶出していることがありますので、念のためバケツ1杯程度は飲料水以外にご使用ください。



お問い合わせ先 水道部営業課

■福祉減免制度があります

母子家庭や老人世帯、障害者世帯を対象に水道および下水道の使用料金の一部を減免する制度があります。

対象 下表のいずれかの世帯に該当し、かつその世帯に属する人の前年度所得にかかる市民税が非課税または均等割のみの世帯(生活保護世帯、市外給水世帯は除く)

区分	対象世帯	必要書類
母子世帯	母子家庭医療費の助成に関する条例に規定する医療費助成の対象となる人が属する世帯	児童扶養手当証書または医療券・医療証
重度心身障害者世帯	身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人の属する世帯、または療育手帳A級の交付を受けている人の属する世帯	身体障害者手帳または療育手帳
老人世帯	住民基本台帳に記載されている全員が満65歳以上の世帯(配偶者のいなければ)	不要

減免額 おもに家事用に使用する水道使用料金の基本料金(月額500円)と下水道使用料金の基本料金(月額800円)

申請 印鑑、検針のお知らせカードまたは領収書を持参のうえ、水道部営業課まで
※水道使用料金の減免を受けられた世帯は、原則として下水道使用料金も受けられません。(鶴山台、伏屋町の一部は異なりますので、下水道総務課へお問い合わせください)
※すでに適用を受けている世帯は申請の必要はありません。

お問い合わせ先 水道部営業課

※水道部へのお問い合わせは 0725-41-1551(代)まで